

(1) 身体障害者手帳 (国の制度)

身

● **内容** 身体的障害者(児)が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づき、交付されます。
(肢体不自由の7級の障害一つのみでは手帳は交付されません。)
(→154ページ)

- **申請方法**
- ①申請に必要なもの
 - ・指定医師の診断を受けた身体障害者診断書・意見書
身体障害者診断書・意見書を「指定医師」に作成してもらいます(所定の診断書・意見書は各総合支所区民課にあります。)
 - ・写真(タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身)
 - ・印鑑 ・マイナンバーカードまたは通知カード等
 ※指定医師についてはお問い合わせください。
 - ②各総合支所区民課に申請します。
 - ③手帳の申請後、約1か月で手帳が交付されます。
内容変更、更新、再交付の手続き
 - ①住所、氏名に変更があったときは、必ず届け出てください。
 - ②障害の程度に大きな変更があったときは、手帳の更新をすることができます。
 - ③手帳を紛失したときは、再交付できますので、写真、印鑑を持参の上、各総合支所区民課へ申請してください。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

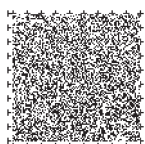
(2) 愛の手帳 (都の制度)

知

● **内容** 知的障害者(児)が各種のサービスを受けるために必要な手帳として、都が独自に設けています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。(→160ページ)

- **申請方法**
- ①愛の手帳の判定は直接電話で下記問合せ先に予約してください。
 - ②判定時の持ち物は、電話予約時に確認してください。
内容変更、再判定、再交付の手続き
 - ①住所、氏名等に変更があったとき、都外に転出したときは必ず届け出てください。
 - ②障害の程度に大きな変更があったときや3歳・6歳・12歳・18歳に達したときは再判定を受けてください。
 - ③手帳を紛失したときは、再交付できますので写真、印鑑を持参の上、各総合支所区民課へ申請してください。

- **問合せ**
- ①18歳以上の人の判定予約
東京都心身障害者福祉センター (→151ページ)
電話 (3 2 3 5) 2 9 6 1



- ②18歳未満の人の判定予約
東京都児童相談センター（→151ページ）
電話（5937）2317（港区担当直通）
- ③手帳再交付等の人
各総合支所 区民課 保健福祉係

(3) せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

精

- **内容** ないよう せいしんしょうがい せいしんしょうがい ひと ひと いったい いったい しょうがい しょうがい があることを証明するものです。この手帳てちょうを持っていることにより、さまざまな支援しえんが受けられます。（→162ページ）
- **申請方法** しんせいほうほう 申請に必要なもの
 - ①診断書（所定の診断書用紙は各総合支所区民課にあります。）または精神障害のために受給している障害年金証書等の写し（詳しくはお問い合わせください。）
 - ②印鑑
 - ③マイナンバーカードまたは通知カード等
 - ④写真（タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身）
※申請から交付までは、3か月程度かかります。

更新の手続き
2年ごとに更新の手続きが必要です（更新は有効期間の終日の3か月前から申請ができます。）。
- **問合せ** とਿਆわ 各総合支所 区民課 保健福祉係

3

手帳

